

地域に、そして未来に誇れる信用組合を目指して

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌 2022



索引

各開示項目は、下記ページに記載しております。なお＊印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ 3

【概況・組織】

1.事業方針	4
2.事業の組織 *	5
3.役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	5
4.会計監査人の氏名または名称 *	5
5.店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	44
6.自動機器設置状況	44
7.地区一覧	44
8.組合員数	42
9.子会社の状況	41

【主要事業内容】

10.主要な事業の内容 *	42
---------------	----

【業務に関する事項】

11.事業概況 *	4
12.経常収益 *	28
13.業務純益	28
14.経常利益(損失) *	28
15.当期純利益(損失) *	28
16.出資総額、出資総口数 *	28
17.純資産額 *	28
18.総資産額 *	28
19.預金積金残高 *	28
20.貸出金残高 *	28
21.有価証券残高 *	28
22.単体自己資本比率 *	28
23.出資配当金 *	28
24.職員数 *	28

【主要業務に関する指標】

25.業務粗利益及び業務粗利益率 *	28
26.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支、総資金利鞘 *	28
27.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り *	31
28.受取利息、支払利息の増減 *	28
29.役務取引の状況	28
30.その他業務収益の内訳	31
31.経費の内訳	28
32.総資産経常利益率 *	28
33.総資産当期純利益率 *	28

【預金に関する指標】

34.預金種目別平均残高 *	31
35.預金者別預金残高	31
36.財形貯蓄残高	31
37.役職員1人当り預金残高	31
38.1店舗当り預金残高	31
39.定期預金種類別残高 *	31

【貸出金等に関する指標】

40.貸出金種類別平均残高 *	32
41.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	32

42.貸出金利区分別残高 *	32
43.貸出金使途別残高 *	32
44.貸出金業種別残高・構成比 *	33
45.預貸率(期末・期中平均) *	31
46.消費者ローン・住宅ローン残高	32
47.代理貸付残高の内訳	41
48.役職員1人当り貸出金残高	31
49.1店舗当り貸出金残高	31

【有価証券に関する指標】

50.商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱なし
51.有価証券種類別平均残高 *	32
52.有価証券種類別残存期間別残高 *	32
53.預証率(期末・期中平均) *	31

【経営管理体制に関する事項】

54.法令等遵守の体制 *	34
55.リスク管理体制 *	34～36
資料編	37～40

【財産の状況】

56.貸借対照表、損益計算書、剩余金処分(損失金処理)計算書 *	20～27
57.金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *	34
58.自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	29
59.有価証券の時価等情報、金銭の信託の時価等情報 *	30
60.外貨建資産残高	41
61.オフバランス取引の状況	30
62.先物取引の時価情報	30
63.オプション取引の時価情報	取扱なし
64.貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	32
65.貸出金償却額 *	32
66.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	41
67.会計監査人による監査 *	41

【その他の業務】

68.内国為替取扱実績	42
69.外国為替取扱実績	41
70.公共債窓販実績	41
71.公共債引受け実績	41
72.手数料一覧	43

【その他】

73.継続企業の前提の疑義	該当なし
74.総代会について	6～7
75.沿革・あゆみ	4
76.苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	45
77.報酬体系について	42
78.SDGs宣言・取組み	47

【地域貢献に関する事項】

79.地域貢献	8
80.地域密着型金融の取組み状況	9～15
81.コンプライアンスについて	16～19





ごあいさつ

皆様には、日頃より“あいづしんくみ”に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の令和3年度第66期の現況をディスクロージャー誌として取り纏め致しましたので、ご高覧賜り“あいづしんくみ”へのご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

令和3年度の我が国の経済は、部品・資材供給の制約やウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりを背景とした原材料費や原油価格の高騰によるコスト上昇の影響もあり、景気回復に向けた動きに力強さを欠いているほか、長引く新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大と行動制限措置の長期化により、特に宿泊・外食・交通などの対面型サービス業を中心に消費低迷が続き、業況の厳しさは深刻化を増しております。

金融業界においては、米国をはじめ世界各国でインフレ抑制のため政策金利を引き上げる動きが続いており、欧米の金融緩和の縮小やウクライナ情勢による金融資本市場の変動などの要因に加え、取引先企業の業績悪化に伴う与信費用の増加等が懸念されており、収益環境は引き続き厳しい状況が続いております。

当組合の営業基盤である会津地域においても同様に新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により経済活動が停滞し厳しい状況が続き、中小・小規模事業者の業績が悪化するなど、経済面で大きな打撃を受けており、会津の経済は観光業を始め、幅広い業種で今後も厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうした環境の中、当組合においては、中小・小規模事業者等の資金繰りを支えることは勿論のこと、外部機関との連携による各種公的な補助金・給付金の申請手続き支援などの取組みやお客様に寄り添った伴走型支援により取引先を支える取組みを行って参りました。

令和4年度も上記の状況を踏まえ、経営理念の実現に向け当組合の持続可能なビジネスモデルを構築しながらお客様のニーズを確りと捉え、他行には出来ない質の高い金融サービスの提供とお客様に寄り添った伴走型支援を行なうべく、役職員一丸となって一番身近な頼りになる地域金融機関として役割を果たしていく所存でありますので、組合員の皆様におかれましても、今後とも一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

会津商工信用組合

理事長 小林 利典

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和31年10月 会津若松市七日町197にて会津若松商工勤労信用組合として発足
- 昭和34年4月 会津若松商工勤労信用組合より現在の会津商工信用組合に名称変更
本店を現在地に移転
- 昭和36年12月 福島県収納代理業務取扱開始
- 昭和41年4月 創立20周年記念式典開催
- 昭和51年10月 普通預金自営オンラインシステムに移行、その後逐次科目を追加
- 昭和61年10月 創立30周年記念式典開催
- 昭和62年3月 あいづしんくみ年金友の会発会
呼称を“あいづしんくみ”と制定
- 昭和62年4月 あいづしんくみレディース城の会発会
- 昭和62年7月 あいづしんくみ葵の会発会
- 平成4年9月 信組共同オンラインセンター(SKC)加盟
預金量500億円達成
- 平成6年12月 創立40周年記念式典開催
- 平成8年3月 あいづしんくみゴルフ会発会
- 平成8年10月 日本銀行歳入復代理店許諾
- 平成9年3月 福島協和信用組合と合併
- 平成10年1月 平成17年11月 創立50周年記念式典開催
- 平成18年10月 西会津支店新築移転
- 平成20年2月 全国信用組合大会にて「しんくみ運動社会貢献賞受賞」(あいづしんくみ見廻り隊活動)
- 平成23年9月 大塚支店廃止し滝沢支店へ統合
- 平成24年9月 会津本郷支店廃止し会津高田支店へ統合
中小企業経営力強化支援法に基づき
経営革新等支援機関に認定
- 平成25年10月 東北経済産業局へ「しんくみ会津地域プラットフォーム」組織登録
- 平成28年4月 法人・個人事業主向け「ビジネスWEBバンキング」サービス取扱開始
- 平成28年10月 創立60周年記念式典開催
会津7市町村との「地域創生の実現に向けた包括連携に関する協定書」の締結
- 平成29年3月 城南支店移転新築オープン
日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結(再)
- 平成30年7月 滝沢支店新築移転オープン
ふくしま産業賞「特別賞」受賞
- 平成30年12月 ユースエール(厚生労働省が主催する認定制度)認定
- 令和元年8月 SDGs宣言
- 令和2年5月 窓口休業時間の導入(本町・芦ノ牧・塩川・西会津・河東の各支店)
- 令和2年8月 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しました
- 令和4年4月

令和3年度 経営環境・事業概況

令和3年度、世界では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ロシアのウクライナ侵攻により資源価格の高騰や金融・物流面に大きな影響を与え、企業収益の圧迫、消費や投資マインドの悪化も懸念されております。出口の見えないコロナ禍やコストアップなど、多くの中小・小規模事業者にとっては、極めて厳しい経営環境が継続するものと思われます。

国内経済においても、部品・資材供給の制約やウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりを背景とした原材料費や原油価格の高騰によるコスト上昇の影響もあり、景気回復に向けた動きに力強さを欠いているほか、長引く新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大と行動制限措置の長期化により、特に宿泊・外食・交通などの対面型サービス業を中心に消費低迷が続き、業況の厳しさは深刻化を増しております。

金融業界においては、米国をはじめ世界各国でインフレ抑制のため政策金利を引き上げる動きが続いており、欧米の金融緩和の縮小やウクライナ情勢による金融資本市場の変動などの要因に加え、取引先企業の業績悪化に伴う与信費用の増加等が懸念されており、収益環境は引き続き厳しい状況が続いております。

当組合の営業基盤である会津地域においても同様に新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により経済活動が停滞し厳しい状況が続き、中小・小規模事業者の業績が悪化するなど、経済面で大きな打撃を受けており、会津の経済は観光業を始め、幅広い業種で今後も厳しい経営環境が続くものと想されます。

こうした環境の中、当組合においては、中小・小規模事業者等の資金繰りを支えることは勿論のこと、外部機関との連携により各種公的な補助金・給付金の申請手続き支援などの取組みやお客様に寄り添った伴走型支援により取引先を支えることが求められております。今後、こうした事態・環境に対応出来るよう、収益基盤の強化や人材の確保・育成といった経営課題に取組むことが重要なテーマとなります。

令和3年度の業績につきましては、預金量は地方公共団体預金や流動性預金の歩留まりにより、期末残高は対前期比4億8千万円増加の987億円となり、事業計画を達成しました。

貸出金については、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により資金需要が弱まることから新規融資が伸び悩み、期末残高は対前期比2億9千万円減少の503億円となりました。

収益面については、貸出金の伸び悩みや貸出金利回りの低下により貸出金利息収入が減少し、経常収益は対前期比41百万円減少の15億24百万円となりました。経費面では、今後業績悪化が懸念される債務者に対する予防的な貸倒引当金の積み増しを行ったものの、人件費・物件費等の経費の抑制並びに役務取引等費用の減少により、経常費用は対前期比84百万円減少の14億3百万円となりました。以上から経常利益は対前期比42百万円増益の1億21百万円となりました。当期純利益は事業計画を上回る対前期比7百万円増益の80百万円となり、第52期より15期連続の黒字計上となりました。

これにより、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、対前期比0.33ポイント増加し10.12%となり、長年目標としていた自己資本比率10%を達成することが出来ました。

組合員・お取引先の皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。なお、今後も更なる経営基盤の安定に向け努力して参ります。

令和4年度は、持続的な金融緩和の維持により長期に亘る超低金利政策が維持される中、当組合をはじめとする国内金融機関の収益力に下押し圧力がかかっている環境下でも安定的な収益を確保し、経営基盤をより強固なものにするためには、貸出金の増加並びに貸出金利回りの確保に加え、業務の効率化と経営資源の統合等による経費抑制が急務であります。そのために、営業推進態勢の強化や中期経営計画並びに事業計画に掲げた各種施策を役職員一丸となって遂行するとともに、一番身近な頼りになる地域金融機関としての役割を果たしていく所存であります。

組合員並びにお取引先の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事業方針

経営理念

組合員など顧客に対する貢献
地域社会に対する貢献

基本方針

健全なる経営を維持し、地域の皆さまから必要とされ、且つ、地域の皆さまのために貢献できる金融機関を目指し、人的・物的基盤を確立し信用を昂めて参ります。

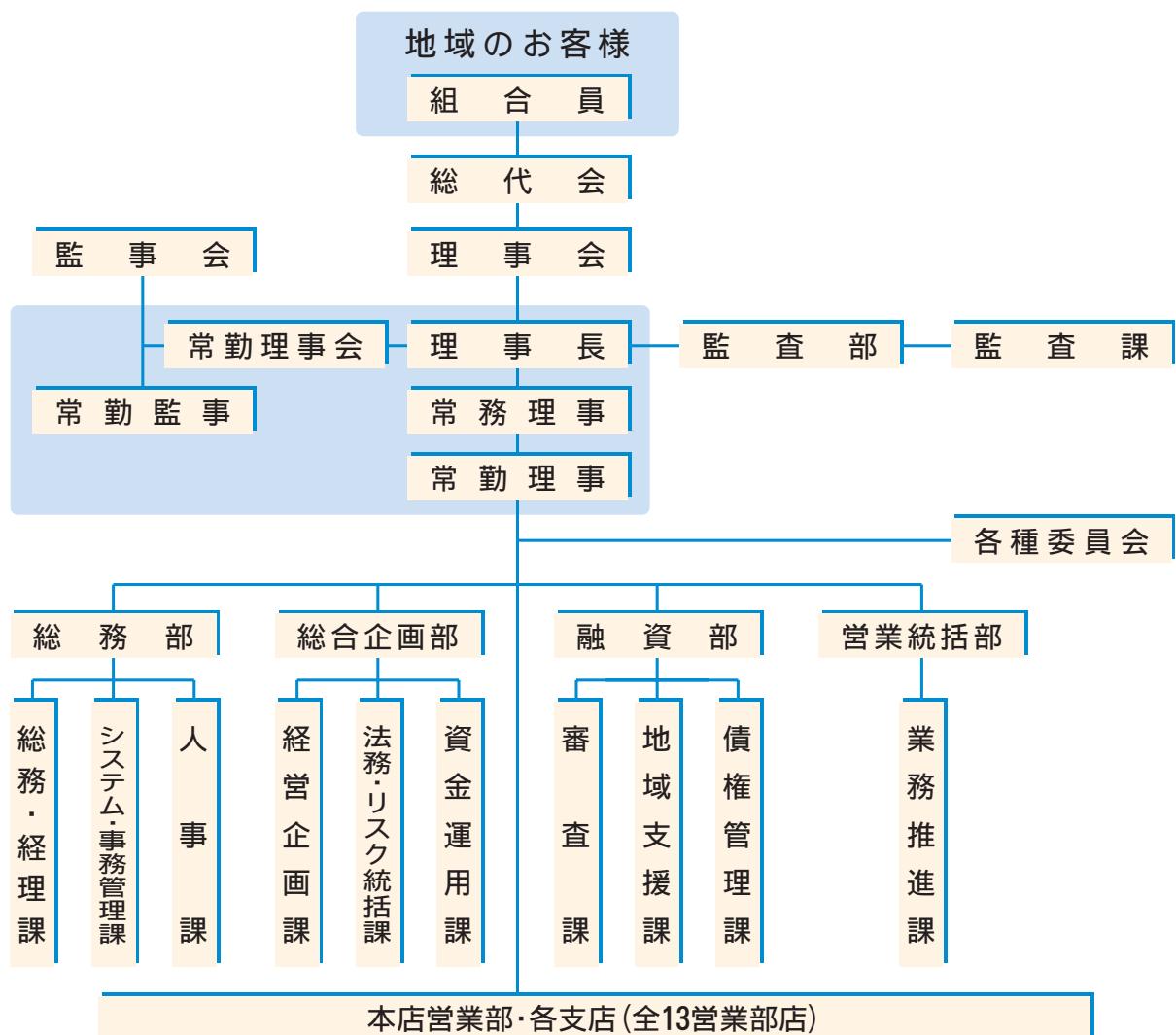
経営方針

- 1.経営基盤を強化し、地域社会・顧客に還元する。
- 1.地域・顧客・組合のため、汗を流し知恵を出す職員を創る。
- 1.働きがいのある職場・安心して働く職場を創る。



事業の組織

(令和4年6月末現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

（令和4年6月末現在）

理 事 長	小 林 利 典
常 務 理 事	菊 地 武
常 勤 理 事	長 谷 川 幸 衛
常 勤 理 事	星 憲 之
常 勤 理 事	五十嵐 浩 幸

理	事	齋	藤	久	夫
理	事	宮	澤	洋	一※
理	事	森		恭	子※
理	事	阿	部	浩	一※
常 勤 監 事		山	田	浩	一
監 事		吉	野	忠	昭
員 外 監 事		増	井	正	秀

注)当組合は、職員出身以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的反映に努めております。

会計監査人の氏名または名称

（令和4年6月末現在）

有限責任あずさ監査法人



総代会について

■総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員28,609名（令和4年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から定款等の定めるところにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

なお、毎年6月に開催している通常総代会のほか、地区別総代懇談会（令和3年は新型コロナウイルス感染防止のため中止しました）や各種会活動、日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

■総代の選出方法

総代は組合員の中から公平な選挙（選挙区ごと）によって選ばれますが立候補資格は次の通りとなります。

- ①30名以上の地区組合員から指名推薦を受けた組合員
- ②理事会の承認を得て理事長より指名推薦を受けた組合員

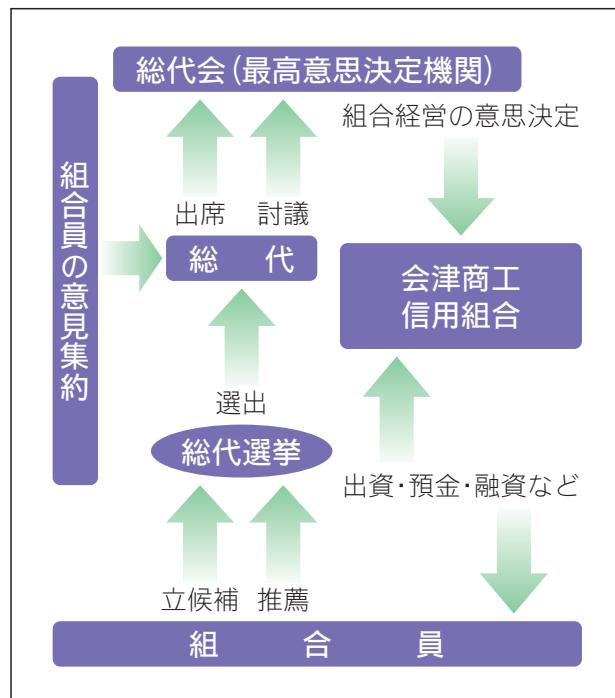
なお、総代の任期は3年間で総代の定数は100人以上110人以内となっております。

また、総代の定年については、平成30年4月1日以降は満75歳とし、任期の途中で満75歳を迎えた場合にはその任期満了までとなります。

■第66期通常総代会の報告

第66期通常総代会が、令和4年6月23日午後2時より、当組合本店で開催されました。

当日は総代109名のうち、出席84名（うち、委任状による代理出席42名）のもと、全議案が満場一致で可決・承認されました。



■決議事項

- 第1号議案 第66期(令和3年度)剰余金処分案承認の件
(報告事項)
第66期事業報告、貸借対照表、
損益計算書及び附属明細書の報告
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第67期(令和4年度)事業計画及び
収支予算案承認の件
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 組合員除名の件
- 第4号議案 理事全員任期満了につき改選の件
- 第5号議案 監事退任につき補充の件
- 第6号議案 退任役員に対する慰労金並びに
特別功労金贈呈の件



第66期総代会



■総代の氏名

総代定数110名 総代数108名

(令和4年6月末現在)

選 挙 区	総代氏名(敬称略、順不同)									
第1区 (会津若松市) 総代定数 19名 総代数 19名	穴澤 耕二③ 阿部 亘② 天井 正一◆ 安西 秀一② 五十嵐 明良③ 稲生 孝之③ 佐藤 典祐② 須藤 繁雄◆ 滝沢 博士① 田邊 裕文③ 新田 一則③ 芳賀 英男① 橋本 希義③ 長谷川 忠司◆ 星英二◆ 松本 健男③ 武藤 昭夫① 武藤 公一① 森 惣兵衛④									
第2区 (会津若松市) 総代定数 11名 総代数 11名	一重 卓男③ 大塩 真理◆ 尾崎 友良◆ 佐藤 有史④ 高木 龍一郎③ 田中 誠二郎② 戸川 稔朗◆ 早尾 武章① 樋山 秀樹② 平田 規子② 渡部 久雄◆									
第3区 (会津若松市) 総代定数 19名 総代数 19名	小原 万貴子③ 木野 秀夫① 國分 洋子◆ 小林 久昭③ 斎藤 勇② 佐瀬 正行② 佐藤 彰男③ 佐藤 美奈子① 鈴木 憲司④ 竹田 秀◆ 田崎 幸男③ 長澤 由香② 中島 茂◆ 永島 隆治① 星保 洋② 松浦 幹夫◆ 三浦 一元④ 山口 隆義② 吉田 幸夫◆									
第4区 (会津若松市) 総代定数 10名 総代数 10名	冠木 成彦② 斎藤 記子③ 佐藤 達郎② 諫佐 淳一郎③ 鈴木 義文① 鍋谷 隆◆ 成田 卓男◆ 羽金 與八④ 武藤 義榮③ 渡部 祐②									
第5区 (喜多方市・耶麻郡) 総代定数 27名 総代数 25名	穴澤 清市◆ 荒川 洋二◆ 五十嵐 幸子④ 石嶋 和義② 猪俣 由美① 瓜生 泰弘② 遠藤 久③ 大森 佳彦③ 佐藤 富次郎② 佐藤 晴美② 佐藤 美奈子② 滝谷 司① 須藤 研二④ 田中 敏継② 田中 智仁② 野邊 賢一③ 長谷川 タイ子③ 羽入 竜一◆ 福地 義久④ 松崎 健太郎② 松田 義徳◆ 真部 正美④ 安田 茂④ 山口 康雄② 渡部 伸②									
第6区 (大沼郡・河沼郡) 総代定数 22名 総代数 22名	浅川 三喜子② 天笠 昌明④ 五十嵐 正康② 石川 祐幸① 上野 トミ子④ 鵜川 佳子◆ 薄一◆ 宇内 一広① 梅宮 孝信◆ 加藤 昭礼② 酒井 昭夫◆ 櫻井 宏信◆ 佐瀬 義彦② 佐藤 勝司② 鈴木 久仁子④ 鈴木 新英② 藤田 保彦② 宮本 利典② 山内 拓也◆ 弓田 修司◆ 渡邊 健一④ 渡部 光樹①									
第7区 (南会津郡) 総代定数 2名 総代数 2名	白川 浩主② 馬場 洋平③									

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が5回以上の場合には◆で示しております。

地域貢献

地域に貢献する信用組合の取組み姿勢

当組合は、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の皆さま一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常にお客様(組合員)の発展と生活の質の向上に役立ちたいと考えております。

■地域・業域・職域サービスの充実

当組合では、『お客様との接点』を重視し、地域に信頼され、親しまれる金融機関を目指しており、その活動基盤として下記のとおり各種預金会を組成し、会員相互の親睦や交流を図っております。

令和3年度の事業につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、感染防止の観点からほぼすべての行事を中止しました。

あいづしんくみ葵の会

当組合と会員の経済的地位の向上ならびに会員相互の親睦と文化的生活の向上を図ると共に地域社会の発展に貢献することを目的としている会です。

連合会行事として納涼ビアパーティー・経営革新セミナー等を開催しています。

あいづしんくみレディース城の会

会津地域の経済的発展に貢献すると共に、会員の事業推進とQuality of lifeの向上を目指し、日々の情報交換ができる機会を設け、学びながら楽しく交流を図る会です。

連合会行事として納涼パーティー・企業見学会・一泊旅行等を開催しています。

あいづしんくみ年金友の会

当組合にて国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金をお受け取りいただいている方を対象として、会員相互の親睦と文化的生活の向上を図る会です。

連合会行事として日帰り旅行、各支部行事として新年会等を開催しています。

あいづしんくみビジネスクラブ

若手経営者・事業後継者が集い、異業種交流、セミナー、研修視察、ビジネスマッチングなどを実施し、スキルアップ等を図ると共に、会員事業所の発展と地域社会に貢献することを目的としている会です。

例年多くの会員があいづしんくみ藩公祭市に出店しています。

あいづしんくみゴルフ会

当組合のお取引先を対象に結成され、会員相互の親睦を図るために活動しています。毎年10月に開催する「理事長杯」では、個人戦のほか、団体戦(各店舗対抗戦)が行われ、当組合役職員も参加し親睦を深めています。



各預金会へのお申し込みは、窓口または涉外係にお問い合わせください。

※喜多方支店では、蔵の会・親和会・皐月会、塩川支店では蔵の会を組成しています。

■文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、地域社会の一員として組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上を図るべく、各種奉仕活動、青少年育成活動、地域防犯活動への協力等に積極的に取組んでおります。



令和3年12月10日(金)
あいづしんくみ見廻り隊
「特別警戒活動合同出動式」



令和3年9月11日(土)
創立65周年「あいづしんくみスペシャルマッチ」
(福島レッドホープスVS新潟アルビレックスBC戦)

■地域貢献活動

全国の信用組合では、毎年9月3日を『しんくみの日』、9月1日～7日を『しんくみの日週間』としており、あいづしんくみでは献血活動や清掃活動などの地域貢献活動を実施しました。



令和3年9月3日(金)
献血活動(25名参加)



令和3年9月4日(土)
清掃活動(役職員129名参加)

■事業所支援

取引先飲食店への支援として、テイクアウトによる昼食会を複数回実施しました。



令和3年6月2日(水)
会津大学短期大学部のご協力のもと、取引先事業所の包装紙デザインコンペが実施されました。



地域密着型金融の取組み状況

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営に関する取組み方針

当組合は毎年度、事業計画の重点テーマである「地域密着型金融への取組み強化」を実施することにしており、中小企業のお客様の返済負担を軽減するだけではなく、経営改善計画の策定支援や貸付条件の変更を行った後の継続的なモニタリング、又経営相談や指導・助言といったコンサルティング機能を発揮することにしております。お客様と日常的、継続的な関係を強化し、お客様のライフステージを見極め、外部専門家や専門機関と連携のうえ、最適なソリューションを提案しお客様や連携先との協働により実行致します。

態勢整備の状況

平成24年12月21日当組合は中小企業経営力強化支援法に基づき「経営革新等支援機関」に認定されました。

職員の経営改善支援能力の開発の為に、外部講師の山口康雄氏(経営士・ITコーディネーター)と一般社団法人福島県中小企業診断協会と顧問契約を交わし、実践的な勉強会を継続的に実施しております。

又、平成25年度は当組合が代表機関となり「いんくみ会津地域プラットフォーム」を組成し、地域のお客様に対して数多くの専門家派遣を実施しております。

取組み状況

事業所支援

当組合では、各種補助金活用や創業支援に対応するため「各種補助金活用等個別相談会」を毎月開催しており、令和3年度は12回26件の個別相談を実施しました。

また、平成28年度から経営改善に取組む事業所を支援するため、「経営まるまる個別相談会」も開催しており、令和3年度は12回26件の個別相談を実施しました。

更に専門家派遣事業「中小企業119」や福島県よろず支援拠点などを有効活用し、令和3年度は11回の専門家派遣を実施しました。

これらの事業は今後も引き続き実施し、お客様にとって最適なソリューションを提供して参ります。

あいづしんくみ創業塾

あいづしんくみ創業塾は、会津地域で起業・創業をお考えの方や創業間もない方を対象に全6回のカリキュラムにより経営、販路開拓、財務、人材育成等を学び、事業計画を作成する内容となっております。

平成25年9月の第1回開催以降、これまで15回開催され174名の卒塾生を輩出し、内90名弱が会津地域で起業・創業しております。(令和4年3月31日現在)

今後も引き続き定期的な開催を予定しており、起業・創業支援に取組んで参ります。

あいづしんくみビジネスクラブ

「あいづしんくみビジネスクラブ」は、セミナーや研修視察を通じて、若手経営者や事業後継者の勉強の場、異業種交流やビジネスマッチングの場として活動しています。

令和3年度については、あいづしんくみFacebook等を通じて、会員事業所の商品、イベント、クラウドファンディングプロジェクト等の紹介を実施しました。

なお、令和3年度に予定していたセミナー、異業種交流会、研修視察につきましては、新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、感染防止の観点から中止しました。



創業塾風景



相談会風景

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み方針について

会津商工信用組合
理事長 小林利典

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は、従来からの対応と変更はございません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

中小企業金融円滑化法の取組み方針

当組合の実施方針

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた金融機関として、地元で健全な事業を営む中小事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地元事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取組むことの重要性を認識し、組織をあげて貸付の条件の変更等の申込手続に対して適切かつ積極的に取組んでまいります。

1. 中小企業者のお客様

[事業資金に係る貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談について]

厳しい経営環境に直面し事業の業績の悪化により、資金繰りに支障を來し、これまでのご返済の継続にお困りの場合、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 住宅ローンご利用のお客様

[住宅資金に係る貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談について]

当組合の住宅ローンをご利用いただいているお客様が、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本部または各営業店窓口でお受けしております。

お問合わせ先 融資部・地域支援課 TEL0242-22-6565

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(ただし、当組合の休業日を除く)



私たち、創業しました。



各種補助金活用等個別相談会

創業補助金とは？

新たに創業（第二創業を含む）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出等を促し、我が国経済を活性化させることを目的とする事業です。

ものづくり補助金とは？

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性の向上を図るための設備投資等を支援する事業です。

当組合が「認定支援機関」として創業補助金（地域需要創造型起業、創業促進事業）が採択された事業につきましては下記の通りです。当組合は今後も会津地域で創業したい事業者の方々を積極的に支援し、会津地域の活性化に貢献して参ります。

■創業補助金採択状況 (令和4年3月末現在)

	採択件数
国の創業補助金	34件
県の創業補助金	13件



地域密着型金融の取組み状況



『しんくみ会津地域プラットフォーム』

『しんくみ会津地域プラットフォーム』の組成について

～地域の中小企業を元気に！経営課題の解決に向けて地域との連携を強化します～

当組合は、中小企業・小規模事業者の皆様が抱えるさまざまな経営課題解決のため、専門家の派遣を実施する「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣事業～中小企業119)」に取組んでおり、東北地方における金融機関の中では最初の代表機関として『しんくみ会津地域プラットフォーム』を組成しております。当組合は、本プラットホーム構成機関と連携し、専門家派遣事業に積極的に取組んでおります。

1. しんくみ会津地域プラットフォームについて

代表機関 会津商工信用組合

主な支援対象地域 (会津地域全域) 会津若松市、喜多方市、南会津郡、大沼郡、河沼郡、耶麻郡

構成機関 会津若松商工会議所、会津喜多方商工会議所、会津坂下町商工会、会津美里町商工会、西会津町商工会、湯川村商工会、鈴木義文氏(税理士)、福原哲夫氏(税理士)

2. 派遣する主な専門家



福原 哲夫 氏

税理士、
税務全般のアドバイス



山口 康雄 氏

経営士、
ITコーディネーター、
HP作成等のアドバイス



渡邊 学 氏

福島県中小企業診断
協会所属、
経営全般のアドバイス



小堀 健太 氏

福島県中小企業診断
協会所属、
経営全般のアドバイス



小柳 剛 照 氏

東北ジャイロ流通研究所所長
飲食店経営やメニュー
作成等のアドバイス



旗野 恵子 氏

(株)イダテン代表取締役
店舗の設計等、
総合的なアドバイス



鈴木 義文 氏

税理士、
税務全般のアドバイス



浅川 三喜子 氏

社会保険労務士、
雇用や給与計算等の
アドバイス

3. 事業サポートサイト「ミラサポPlus」について

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」において、上記プラットホームに加え中小企業庁により、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、WEBサイト「ミラサポPlus」が開設されています。
「ミラサポPlus」の主な活用例は、以下の通りです。

- (1)中小企業・小規模事業者を対象とした、補助金/税/認定など様々な支援制度が探せます。
- (2)中小企業・小規模事業者の経営上のお悩みを解決する、地域の支援機関や専門家が探せます。
- (3)中小企業・小規模事業者の様々な経営事例集が探せます。

当組合は、これからも中小企業経営強化支援法に基づく経営革新等支援認定機関として、地域の専門家との連携を図りながら、地域の活性化に向けた行動を積極的に行ってまいります。

お問合わせ先 融資部・地域支援課 TEL0242-22-6565

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(ただし、当組合の休業日を除く)

創業者支援セミナー

～頑張るあなたの創業を応援します～

あいづしんくみ 創業塾



受講対象者

- ・これから会津地域で起業、創業を考えている方
- ・企業退職後の起業、女性の視点での起業、農業法人設立を考えている方
- ・飲食店、美容室、雑貨店、ITビジネス、農業ビジネスなど

講 師

経営士、ITコーディネーター

山口 康雄 氏(会津商工信用組合顧問)

参 加 費

2万円(税込)

場 所

会津商工信用組合 本店5階会議室

カリキュラム

令和3年度は2回、下記のカリキュラムにより開催しました。

■令和3年度カリキュラム

カリキュラム
『何故、今、始めたいのか?』
・起業の動機、想いの再確認 　・経営理念の重要性、起業者に大切な視点 ・法人と個人の違い 　・開業手続き
『何を、誰に、どこで、提供していくのか?』
・事業ドメインの検証 　・販売計画と仕入計画
『事業を永く継続していくために大切なこと』
・市場、マーケティング、差別化
『お金に嫌われないために』
・資金計画、利益計画、融資の情報
『営業方法とIT活用』
・販売促進など営業活動について 　・ホームページの有効活用 ・会計ソフトや顧客管理
『プレゼンテーション』
・プラン作成の重要性 　・プラン作成のポイント ・プレゼンテーションのブラッシュアップ

お問合わせ先

融資部・地域支援課 TEL0242-22-6565

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(ただし、当組合の休業日を除く)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた取引先事業所への支援 MOTTAINAIもっと MOTTAINAIみらい クラウドファンディング「新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」

全国信用協同組合連合会(以下、全信組連といいます)並びに全国の信用組合では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業の縮小や売上減少等を余儀なくされている信用組合のお取引先支援の一環として、クラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」と「MOTTAINAIみらい」を活用した業界統一企画「新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」を実施して参りました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた5事業所への販路拡大支援としてクラウドファンディングプロジェクトをサポートいたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は未だ終息しておらず、地域の中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていることから、当組合では、今後も引き続きクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用し、アフターコロナを見据えて積極的に販路開拓に取組むお取引先事業者の皆さまを応援いたします。

令和3年度にサポートしたクラウドファンディング 「MOTTAINAIもっと」「MOTTAINAIみらい」新型コロナ対応事業者応援プロジェクト



募集期間／令和3年3月1日～令和3年4月14日
参加事業者業種／鞄製造業



募集期間／令和3年4月1日～令和3年5月15日
参加事業者業種／教育・学習支援業



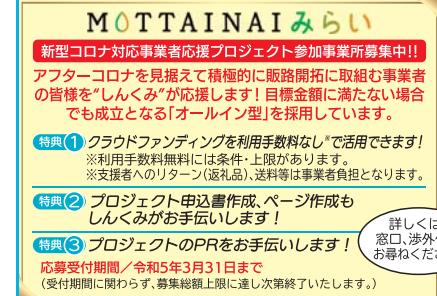
募集期間／令和3年4月16日～令和3年5月30日
参加事業者業種／旅館業



募集期間／令和3年7月2日～令和3年7月31日
参加事業者業種／会津絵ろうそく製造販売業



募集期間／令和3年12月10日～令和4年1月24日
参加事業者業種／飲食業



経営者保証に関するガイドラインへの対応について

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、経営者保証の課題に適切に対応するための態勢整備を行い、お客様から新規の借入や既存保証債務の見直し、あるいは保証債務の整理の相談を受けた場合には、お客様の意向も踏まえて丁寧かつ具体的な説明を行うなど、真摯な取扱いに努めることとしております。

■経営者保証に関するガイドラインの活用に係る取組み事例 (令和3年度)

債務者及び保証人の状況、事案の背景等

今後の必要な運転資金の需要に対し、スピードに対応するため経営者保証なしで手形貸付の融資限度枠を設けたいとの申し出に対し、「経営者保証に関するガイドライン」の取扱マニュアルに基づき検討。当該社は会社と個人の一体化が完全に解消されており、黒字決算で財務状況の正確な把握や適時適切な情報開示等、基準を満たしていた。

取組内容

上記の内容等を総合的に検討し、300百万円の手形貸付限度枠を経営者保証なしで承認。

■経営者保証に関するガイドラインの取組状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	20件	16件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.86%	0.71%
保証契約を解除した件数	0件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域密着型金融の取組み状況

起業・創業を応援します! あなたの夢を聞かせて下さい!



「しんくみ」だからできる4つのサポート

1

ビジネスの専門家
“夢の実現”のサポートを
ビジネスの専門家がお手伝い。

2

補助金もOK
“夢の実現”のサポートを
ビジネスの専門家がお手伝い。

私たちがサポート!!



3

創業者支援セミナー
「あいづしんくみ創業塾」を開催しています。

4

経営のサポート
起業後の経営も
しんくみがサポートします。

あいづしんくみは“会津を元気にしたい!”そんなあなたの味方です。

法令等遵守

コンプライアンス(法令等遵守)基本方針

当組合は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

当組合の全役職員は、コンプライアンスの重要性を認識して業務に取組んでおります。

- 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- 法令、諸規則、組合内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- 当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- 役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- 社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取組む。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。



宮川千本桜のライトアップ(会津美里町)

法令等遵守

個人情報保護宣言

当組合では、平成17年3月28日より、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という)を遵守して以下の考え方に基づき、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善して参ります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、窓口等に掲示(備付ける))することにより、公表しております。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別紙①の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供

当組合では、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙②に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1) 法令等により必要とされている場合

(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡下さい。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙③に表示する特定の者と共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的の安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記7.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

(2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法・責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

(3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員および当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。

(4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 個人データを取扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7. ゴ質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

(窓口)総合企画部 TEL(0242)22-6565 FAX(0242)22-1708

法令等遵守

個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

当組合の「個人情報保護宣言」に基づく、「個人情報保護に係る業務内容並びに利用目的」は以下のとおりです。

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- 保険販売業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品のサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認及び管理のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- お客さまの安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

【個人番号の利用目的】

- 役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ)に係る事務
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ②健康保険・厚生年金保険並びに雇用保険届出事務
 - ③労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ④国民年金の第3号被保険者の届出事務
 - ⑤財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- 顧客等(当組合の個人の顧客並びに組合員をいう。以下同じ)に係る事務
 - ①出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務並びに法定調書作成・提供事務
 - ③金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)
社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧預貯金口座付番に関する事務
- 役職員等及び顧客以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

法令等遵守

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1)当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては断固として拒絶します。
- (2)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3)当組合は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与を行いません。
- (4)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



紅葉の塔のへつり(下郷町)

経理・経営内容

■貸借対照表

(単位：千円)

科 目		第65期(令和3年3月31日)	第66期(令和4年3月31日)
資 産 の 部	現 金	1,278,089	1,323,897
	預 け 金	31,189,243	31,369,670
	有 価 証 券	19,192,302	19,335,311
	国 債	2,917,000	3,869,500
	地 方 債	102,000	101,210
	社 債	8,200,483	8,875,877
	株 式	744,278	635,002
	そ の 他 の 証 券	7,228,540	5,853,721
	貸 出 金	50,680,866	50,390,501
	割 引 手 形	78,391	70,634
	手 形 貸 付	2,969,763	2,799,877
	証 書 貸 付	46,997,563	46,938,216
	当 座 貸 越	635,147	581,772
	そ の 他 資 産	649,095	594,505
	未 決 済 為 替 貸	7,063	5,052
	全 信 組 連 出 資 金	418,600	418,600
	前 払 費 用	—	318
	未 収 収 益	87,414	86,843
	そ の 他 の 資 産	136,017	83,692
有 形 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	1,152,971	1,127,108
	建 物	631,681	593,855
	土 地	408,639	408,639
	その他の有形固定資産	112,651	124,614
無 形 固 定 資 産	無 形 固 定 資 産	13,439	14,096
	ソ フ ト ウ ェ ア	—	655
	その他の無形固定資産	13,439	13,441
繰 延 税 金 資 産	繰 延 税 金 資 産	—	21,662
	債 務 保 証 見 返	141,855	130,356
	貸 倒 引 当 金	△ 384,091	△ 281,013
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 241,444)	(△ 135,630)
資 产 の 部 合 计		103,913,772	104,026,097

(単位：千円)

科 目		第65期(令和3年3月31日)	第66期(令和4年3月31日)
負 債 の 部	預 金 積 金	98,273,100	98,761,007
	当 座 預 金	95,901	158,329
	普 通 預 金	35,985,131	38,140,643
	通 知 預 金	108,626	11,124
	定 期 預 金	56,880,088	55,064,699
	定 期 積 金	4,947,886	5,119,793
	そ の 他 の 預 金	255,465	266,415
	借 用 金	700,000	700,000
	借 用 金	700,000	700,000
	そ の 他 負 債	155,696	142,263
	未 決 済 為 替 借	25,102	18,784
	未 払 費 用	56,971	41,121
	給 付 補 填 備 金	2,120	2,119
	未 払 法 人 税 等	3,984	17,934
	前 受 収 益	11,417	10,391
	払 戻 未 済 金	48,385	43,091
	そ の 他 の 負 債	7,715	8,820
	代 理 業 务 勘 定	151	55
純 資 産 の 部	賞 与 引 当 金	23,014	21,558
	役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	35,515	42,800
	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,151	1,007
	偶 発 損 失 引 当 金	6,036	4,743
	繰 延 税 金 負 債	9,634	—
	債 务 保 証	141,855	130,356
	負 債 の 部 合 計	99,346,155	99,803,792
	出 資 金	1,686,006	1,674,374
	普 通 出 資 金	1,686,006	1,674,374
	利 益 剰 余 金	2,816,729	2,872,127
純 資 産 の 部	利 益 準 備 金	940,000	960,000
	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,876,729	1,912,127
	特 別 積 立 金	1,755,000	1,785,000
	当 期 未 处 分 剰 余 金	121,729	127,127
	組 合 員 勘 定 合 計	4,502,735	4,546,501
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64,880	△ 324,195
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	64,880	△ 324,195
	純 資 產 の 部 合 計	4,567,616	4,222,305
負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計		103,913,772	104,026,097

■貸借対照表の注記

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～50年

その他 3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に、自己査定委員会が資産査定を実施しております、その査定結果に基づき上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,965百万円であります。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。当組合は、厚生年金基金の代行部分について、令和3年2月23日に厚生労働大臣から過去分返上の許可を受けて、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度に移行しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。(積立状況に関する事項については、当組合の決算において入手可能な最新の情報を基に記載しております。)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額 238,577百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金額との合計額 229,590百万円

差引額 8,987百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(令和2年4月分～令和3年3月分) 0.770%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円によるものです。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

12. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 281百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は今後一定期間続くものと想定しておりますが、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下、「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる計算書類等に与える影響はありません。

14. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する

法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合せて表示しております。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、債権管理課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合的リスク管理委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程や資金運用規程等に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、保有限度の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リ

スクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当組合では、これら金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は2,331百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価等の評価技法(算定方法)については、((注1)参照)

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	31,369	31,405	36
(2) 有価証券	19,138	19,150	12
満期保有目的の債券	200	212	12
その他有価証券	18,938	18,938	—
(3) 貸出金(*1)	50,390		
貸倒引当金(*2)		△281	
	50,109	52,041	1,931
金融資産計	100,617	102,597	1,980
(1) 預金積金(*1)	98,761	99,447	686
(2) 借用金(*1)	700	700	—
金融負債計	99,461	100,147	686

- (*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、後記17.~20.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
 ①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金

借用金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

- (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表上額
非上場株式(*1)(*2)	196
その他の証券(*1)	0
組合出資金(*3)	418
合計	615

(*1)非上場株式及びその他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 (*2)当事業年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	200	212	12
その他	—	—	—
合 計	200	212	12

【時価が貸借対照表上額を超えないもの】

時価が貸借対照表上額を超えない有価証券はありません。

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)その他有価証券で時価のあるもの

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表上額	取得原価	差額
株 式	216	207	8
債 券	4,861	4,787	74
国 債	824	780	44
地方債	101	99	1
社 債	3,935	3,906	28
そ の 他	1,416	1,400	15
小 計	6,494	6,395	98

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表上額	取得原価	差額
株 式	222	261	△39
債 券	7,784	7,980	△195
国 債	3,044	3,181	△137
地方債	—	—	—
社 債	4,740	4,798	△58
そ の 他	4,436	4,635	△198
小 計	12,443	12,876	△433
合 計	18,938	19,272	△334

(注)1.貸借対照表上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、上記減損処理において時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1)取得原価に比べて50%以上下落した場合。
 (2)取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄で、格付機関の格付が「BB」以下となった場合

等、信用状態の著しい低下があったと判断された場合。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額 売却益 売却損

954百万円 46百万円 -百万円

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

債券	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
国債	-	3,622	3,633	5,590
地方債	-	101	-	-
社債	-	3,521	3,291	2,063
その他	99	1,806	2,731	278
合計	99	5,429	6,365	5,868

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	784百万円
危険債権額	1,137百万円
三月以上延滞債権額	10百万円
貸出条件緩和債権額	76百万円
合計額	2,008百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は70百万円であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,293百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取

消可能なものが7,293百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 1,946百万円

25. 理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円

26. 子会社等に対する金銭債権総額 7百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

【繰延税金資産】

貸倒引当金	32
減損損失	36
減価償却超過額	11
役員退職慰労引当金	11
有価証券評価損	2
その他有価証券評価差額金	91
その他	17
繰延税金資産小計	203
評価性引当額	△182
繰延税金資産合計	21

【繰延税金負債】

繰延税金負債合計	一
繰延税金資産の純額	21

(注)評価性引当額に重要な変動が生じております。

当該変動の主な内容は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額の増加であります。

28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 700百万円

担保資産に対応する債務 借用金 700百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、預け金1,630百万円を担保として提供しております。

29. 出資1口当たりの純資産額は、2,521円72銭です。

経理・経営内容

■損益計算書

(単位：千円)

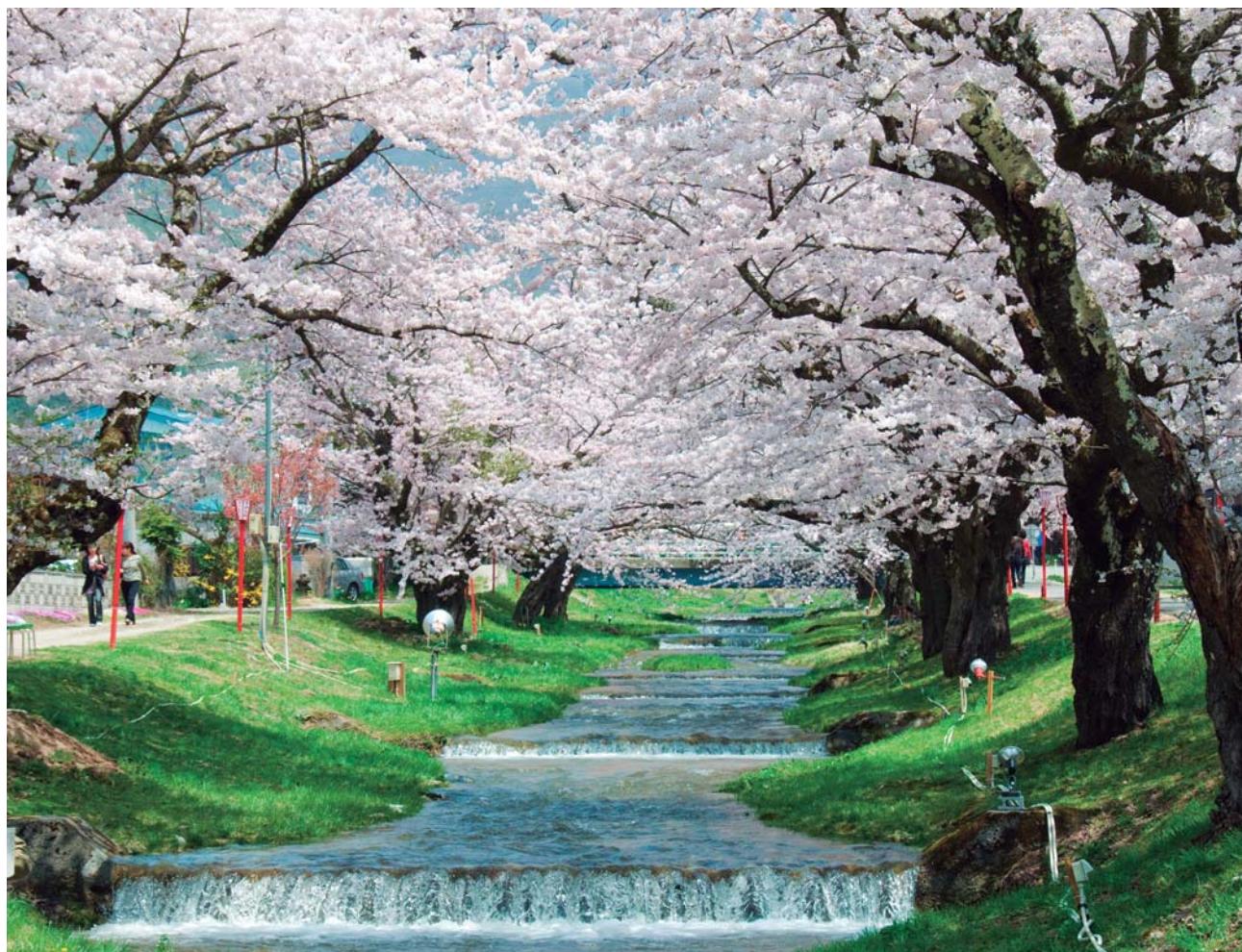
科 目	第65期（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで）	第66期（令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）
経 常 収 益	1,566,406	1,524,967
資金 運 用 収 益	1,440,399	1,399,033
貸 出 金 利 息	1,161,300	1,140,538
預 け 金 利 息	36,216	38,970
有 価 証 券 利 息 配 当 金	228,316	204,950
そ の 他 の 受 入 利 息	14,565	14,574
役 务 取 引 等 収 益	72,365	65,623
受 入 為 替 手 数 料	39,005	32,148
そ の 他 の 役 务 収 益	33,359	33,475
そ の 他 業 务 収 益	24,429	27,800
国 債 等 債 券 売 却 益	17,445	22,784
国 債 等 債 券 償 返 益	28	113
そ の 他 の 業 务 収 益	6,955	4,902
そ の 他 経 常 収 益	29,211	32,509
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	15,884	7,042
株 式 等 売 却 益	3,515	23,748
そ の 他 の 経 常 収 益	9,811	1,718
経 常 費 用	1,487,266	1,403,185
資 金 調 達 費 用	18,106	13,831
預 金 利 息	17,245	13,184
給 付 補 墱 備 金 繰 入 額	1,623	1,410
借 用 金 利 息	△ 762	△ 763
そ の 他 の 支 払 利 息	0	—
役 务 取 引 等 費 用	160,267	143,819
支 払 為 替 手 数 料	22,069	18,352
そ の 他 の 役 务 費 用	138,197	125,466
そ の 他 業 务 費 用	6,250	2,037
国 債 等 債 券 償 返 損	5,414	1,764
そ の 他 の 業 务 費 用	835	273
経 費	1,281,974	1,224,793
人 件 費	803,615	768,659
物 件 費	457,891	415,339
税 金	20,467	40,794
そ の 他 経 常 費 用	20,667	18,704
貸 出 金 償 却	6,565	7,539
株 式 等 売 却 損	40	—
株 式 等 償 却	944	3,332
そ の 他 の 経 常 費 用	13,116	7,832
経 常 利 益	79,139	121,782
特 別 損 失	2,407	1,012
固 定 資 産 処 分 損	2,407	1,012
税 引 前 当 期 純 利 益	76,732	120,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,984	36,862
法 人 税 等 調 整 額	△ 171	3,194
法 人 税 等 合 計	3,812	40,056
当 期 純 利 益	72,920	80,714
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	48,809	46,413
当 期 未 処 分 剰 余 金	121,729	127,127

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第65期(令和3年3月31日)	第66期(令和4年3月31日)
当 期 未 处 分 剰 余 金	121,729	127,127
剰 余 金 処 分 額	75,316	80,267
利 益 準 備 金	20,000	20,000
普通出資に対する配当金	25,316	25,267
	(年1.50%の割合)	(年1.50%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
経 営 基 盤 安 定 積 立 金	30,000	35,000
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
次 期 繰 越 金	46,413	46,859

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度における減損処理はありません。
3. 出資1口当たりの当期純利益 47円42銭



観音寺川桜(猪苗代町)

経理・経営内容

経費の内訳

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	803,615	768,659
報酬給料手当	644,168	619,582
退職給付費用	60,511	43,109
そ の 他	98,936	105,966
物 件 費	457,891	415,339
事 務 費	214,666	189,010
固 定 資 産 費	87,736	78,477
事 業 費	29,024	28,910
人 事 厚 生 費	12,015	9,776
減 価 償 却 費	84,981	80,131
そ の 他	29,467	29,033
税 金	20,467	40,794
経 費 合 計	1,281,974	1,224,793

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	1,440,399	1,399,033
資金調達費用	18,106	13,831
資金運用收支	1,422,292	1,385,202
役務取引等収益	72,365	65,623
役務取引等費用	160,267	143,819
役務取引等収支	△87,901	△78,195
その他業務収益	24,429	27,800
その他業務費用	6,250	2,037
その他業務収支	18,179	25,763
業務粗利益	1,352,570	1,332,771
業務粗利益率	1.33%	1.29%
業務純益	78,363	115,262
実質業務純益	78,363	115,262
コア業務純益	66,304	94,129
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	△14,319	26,716

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用+金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,833,638	1,684,772	1,632,366	1,566,406	1,524,967
経常利益	180,692	140,804	107,349	79,139	121,782
当期純利益	98,408	92,367	79,674	72,920	80,714
預金積金残高	91,103,010	91,294,563	90,916,142	98,273,100	98,761,007
貸出金残高	50,880,369	50,451,960	48,257,027	50,680,866	50,390,501
有価証券残高	19,508,047	19,364,920	17,437,642	19,192,302	19,335,311
総資産額	96,104,685	96,384,495	95,612,949	103,913,772	104,026,097
純資産額	4,559,347	4,611,807	4,302,350	4,567,616	4,222,305
自己資本比率(単体)	9.65%	9.63%	9.54%	9.79%	10.12%
出資総額	1,727,272	1,716,286	1,684,623	1,686,006	1,674,374
出資総口数	1,727,272口	1,716,286口	1,684,623口	1,686,006口	1,674,374口
出資に対する配当金	25,821	25,896	25,723	25,316	25,267
職員数	156人	147人	152人	148人	138人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。なお、当組合は国内基準を採用しております。

役務取引の状況

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	72,365	65,623
受入為替手数料	39,005	32,148
その他の受入手数料	33,326	33,422
その他の役務取引等収益	33	52
役務取引等費用	160,267	143,819
支払為替手数料	22,069	18,352
その他の支払手数料	2,188	1,462
その他の役務取引等費用	136,008	124,003

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	6,455	2,753
支払利息の増減	△2,418	△4,275

業務純益

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度
業務純益	78,363	115,262

総資産利益率

(単位: %)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.07	0.11
総資産当期純利益率	0.07	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位: %)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.41	1.35
資金調達原価率(b)	1.30	1.22
総資金利鞘(a)-(b)	0.11	0.13

(単位:千円)

■自己資本の充実状況

(単位：千円)

項目	令和 2年度	経過措置に による不算入額	令和 3年度	経過措置に による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,477,419		4,521,233	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,686,006		1,674,374	
うち、利益剰余金の額	2,816,729		2,872,127	
うち、外部流出予定額(△)	25,316		25,267	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	142,647		145,382	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	142,647		145,382	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	4,620,066		4,666,616
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,770	—	10,248	—
うち、のれんに係るものとの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	9,770	—	10,248	—
緑延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	4,755	—	10,127	—
適格引当金不足額		—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—
前払年金費用の額		—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	14,526		20,375
自己資本				
自己資本の額((イ)ー(ロ))	(ハ)	4,605,540		4,646,240
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額		44,245,503		43,112,680
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		44,119,925		42,993,531
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るものと除く。)に係るものの額		—		—
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緑延税金資産に係るものの額		—		—
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		—		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額		—		—
うち、上記以外に該当するものの額		—		—
オフ・バランス取引等項目		125,577		119,149
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		—		—
中央清算機関連携エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—		—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		2,787,107		2,773,208
信用リスク・アセット調整額		—		—
オペレーションナル・リスク相当額調整額		—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	47,032,610		45,885,889
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))		9.79%		10.12%

(注)1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律法施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月金融庁告示第17号)における附則別紙様式第1号に従うものとする。

3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示(協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成25年金融庁告示第6号))附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その経過措置による不算入額欄に記載すること。

4. 大口与信の基準となる自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的の項目に該当していたものを除いた額) (単位:千円)

5. 信用リスクに関する記載:(標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3)

6. オペレーションナル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

経理・経営内容

■有価証券の時価等情報

(1)売買目的有価証券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項目	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	216	16	200	212	12
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	200	216	16	200	212	12
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		200	216	16	200	212	12

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

(3)その他有価証券

(単位：百万円)

項目	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	156	148	7	216	207	8
	債券	5,684	5,568	115	4,861	4,787	74
	国債	465	399	66	824	780	44
	地方債	102	99	2	101	99	1
	社債	5,116	5,069	47	3,935	3,906	28
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	3,816	3,720	95	1,416	1,400	15
	小計	9,656	9,437	218	6,494	6,395	98
	株式	208	231	△23	222	261	△39
	債券	5,334	5,390	△55	7,784	7,980	△195
	国債	2,451	2,486	△35	3,044	3,181	△137
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,883	2,903	△20	4,740	4,798	△58
	その他	3,411	3,462	△51	4,436	4,635	△198
	小計	8,954	9,084	△129	12,443	12,876	△433
	合計	18,611	18,522	89	18,938	19,272	△334

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

(4)市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式等	379	196		
その他の証券	0	0		
組合出資金	418	418		
合計	799	615		

■先物取引の時価情報

該当事項なし

■オフバランス取引の状況

該当事項なし

■金銭の信託の時価等情報

該当事項なし

■その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	17	22
国 債 等 債 券 償 還 益	0	0
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	6	4
その他の業務収益合計	24	27

■預貸率及び預証率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
預 貸 率 (期末)	51.57	51.02
	48.00	48.55
預 証 率 (期末)	19.52	19.57
	18.75	19.08

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	7,559	7,597
1店舗当りの貸出金残高	3,898	3,876

■役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
役職員1人当りの預金残高	664	715
役職員1人当りの貸出金残高	342	365

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利回り(%)
資 金 運 用 勘 定	2 年 度	101,456	1,440	1.41
	3 年 度	102,960	1,399	1.35
	う ち 2 年 度	47,158	1,161	2.46
	貸 出 金 3 年 度	48,371	1,140	2.35
	う ち 2 年 度	35,452	36	0.10
	預 け 金 3 年 度	35,158	38	0.11
	う ち 2 年 度	18,426	228	1.23
	有 価 証 券 3 年 度	19,012	204	1.07
	資 金 調 達 勘 定	99,004	18	0.01
	3 年 度	100,311	13	0.01
う ち 預 金 積 金	2 年 度	98,239	18	0.01
	3 年 度	99,611	14	0.01
	う ち 2 年 度	—	—	—
	讓 渡 性 預 金 3 年 度	—	—	—
	う ち 2 年 度	764	△0	△0.09
	借 用 金 3 年 度	700	△0	△0.10
	合 計	98,273	100.0	98,761 100.0
	合 計	98,273	100.0	98,761 100.0
	合 計	98,273	100.0	98,761 100.0
	合 計	98,273	100.0	98,761 100.0

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2年度8百万円、3年度10百万円)を、控除して表示しております。

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	36,486	37.1	39,235	39.3
定期性預金	61,462	62.5	60,078	60.3
その他の預金	291	0.3	297	0.2
合 計	98,239	100.0	99,611	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	令和2年度末	令和3年度末
財形貯蓄残高	69	72

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	77,463	78.8	78,836	79.8
法 人	20,809	21.2	19,924	20.2
一 般 法 人	16,680	17.0	16,774	17.0
金 融 機 関	80	0.1	98	0.1
公 金	4,048	4.1	3,051	3.1
合 計	98,273	100.0	98,761	100.0

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
固定金利定期預金	56,427	54,616
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	452	447
合 計	56,880	55,064

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	73	0.2	78	0.2
手形貸付	2,822	6.0	2,673	5.5
証書貸付	43,584	92.4	45,011	93.0
当座貸越	679	1.4	608	1.3
合 計	47,158	100.0	48,371	100.0

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,052	11.1	3,192	16.7
地 方 債	99	0.5	99	0.5
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	7,307	39.6	8,562	45.0
株 式	774	4.2	676	3.5
その他の証券	8,191	44.4	6,480	34.0
合 計	18,426	100.0	19,012	100.0

(注)1. 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

2. その他の証券には、外国証券と投資信託が含まれております。

■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年 以 内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	令和2年度	—	—	—
国 債	令和2年度	—	—	2,917
	令和3年度	—	—	342 3,527
地 方 債	令和2年度	—	102	—
	令和3年度	—	101	—
短期社債	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
社 債	令和2年度	200	3,030	3,905 1,063
	令和3年度	—	3,521	3,291 2,063
その他の証券	令和2年度	503	1,210	3,306 496
	令和3年度	99	1,806	2,731 278
合 計	令和2年度	704	4,342	7,212 4,477
	令和3年度	99	5,429	6,365 5,868

(注)その他の証券には、外国証券と投資信託が含まれております。

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	31,753	62.7	31,379	62.3
設備資金	18,927	37.3	19,011	37.7
合 計	50,680	100.0	50,390	100.0

■貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	6	7

■担保種類別貸出金残高

及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和2年度	620	1.2
	令和3年度	659	1.3
有価証券	令和2年度	—	—
	令和3年度	—	—
動産	令和2年度	—	—
	令和3年度	—	—
不動産	令和2年度	24,543	48.4
	令和3年度	23,990	47.6
その他	令和2年度	—	—
	令和3年度	—	—
小計	令和2年度	25,163	49.6
	令和3年度	24,649	48.9
信用保証協会・信用保険	令和2年度	10,171	20.1
	令和3年度	9,745	19.3
保証	令和2年度	8,283	16.3
	令和3年度	8,110	16.1
信用	令和2年度	7,061	14.0
	令和3年度	7,885	15.7
合計	令和2年度	50,680	100.0
	令和3年度	50,390	100.0

(注)保証会社等の保証による貸出については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

■貸出本金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
固定金利貸出	25,935	25,902
変動金利貸出	24,744	24,487
合 計	50,680	50,399

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,978	31.2	4,105	31.7
住宅ローン	8,760	68.8	8,833	68.3
合 計	12,738	100.0	12,939	100.0

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	142	22	145	3
個別貸倒引当金	241	△74	135	△106
貸倒引当金合計	384	△51	281	△103

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,527	7.0	3,493	6.9
農業、林業	393	0.8	380	0.8
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	4,009	7.9	4,032	8.0
電気、ガス、熱供給、水道業	169	0.3	147	0.3
情報通信業	127	0.3	105	0.2
運輸業、郵便業	564	1.1	561	1.1
卸売業、小売業	3,927	7.7	3,636	7.2
金融業、保険業	3,010	5.9	3,508	7.0
不動産業	7,159	14.1	6,653	13.2
物品賃貸業	29	0.1	8	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	401	0.8	351	0.7
宿泊業	1,470	2.9	1,497	3.0
飲食業	1,768	3.5	1,725	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	715	1.4	648	1.3
教育、学習支援業	88	0.2	130	0.3
医療、福祉	433	0.9	500	1.0
その他のサービス	3,697	7.3	3,612	7.2
その他の産業	472	0.9	346	0.7
小計	31,969	63.1	31,340	62.2
地方公共団体	2,995	5.9	3,178	6.3
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,716	31.0	15,871	31.5
合計	50,680	100.0	50,390	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



新緑の鶴ヶ城(会津若松市)

経営内容

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度 947	757	189	100.00%	947	100.00%
	令和3年度 784	694	90	100.00%	784	100.00%
危険債権	令和2年度 1,214	843	52	14.10%	896	73.76%
	令和3年度 1,137	775	44	12.34%	819	72.08%
3ヵ月以上延滞債権	令和2年度 3	1	0	7.20%	1	59.48%
	令和3年度 10	5	0	5.24%	5	50.50%
条件緩和債権	令和2年度 85	48	2	7.27%	51	59.63%
	令和3年度 76	36	2	5.26%	38	50.54%
不良債権計	令和2年度 2,250	1,651	244	40.78%	1,895	84.24%
	令和3年度 2,008	1,510	138	27.69%	1,648	82.06%
正常債権	令和2年度 48,618					
	令和3年度 48,555					
合計	令和2年度 50,869					
	令和3年度 50,564					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 6.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 8.金額は決算後(償却後)の計数です。
- 9.協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分を、金融機能の再生の為の緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■法令等遵守体制・リスク管理体制

■法令等遵守体制

当組合では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題と位置付け、理事長がコンプライアンスの最高責任者となり、その下にコンプライアンス統括部門部署(総合企画部)及び各部店にコンプライアンス担当者を配置して推進を図っており、各種会議等においてコンプライアンスを取上げると共に、特に毎月開催する店長会においては前月の苦情・問題等について報告・指導を行い、認識の強化と再発の防止に努めています。

なお、これらの結果について四半期ごとに取纏めて評価を行い、改善に努めています。

■顧客保護管理体制

お客様の情報管理やお客様に対する各種説明、或いは金融商品の販売・勧誘等について、それぞれ方針や規程・マニュアルを策定して、その遵守に努め、お客様が不利益を被ることがないよう、顧客保護に努めています。

■リスク管理体制

金融自由化の進展等により、金融業務や商品の多様化・高度化が進み、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスクなど金融機関の抱えるリスクは増加しており、組合経営においてもリスク管理の重要性が高まっております。このような金融環境のもと、当組合では経営の健全性を確保すべく、「統合的リスク管理委員会」を毎月開催し、各リスクの把握や適切な管理・運営に努めています。



■リスク管理体制

定性的事項

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポートジャーマーに関する事項
- オペレーションル・リスクに関する事項
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャーマー又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	信用供与先の財務内容の悪化等により、資産の価値が減少ないし削減し、組合が損失を被るリスクです。 当組合では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識し、「クレジットポリシー」等に基づいてコンプライアンス遵守や厳格な融資審査を行うと共に、職員の研修派遣等により、職員の審査・管理能力の向上を図っております。
管 理 体 制	また、自主的に大口貸出や特定業種への規制を行いリスクの軽減に努めると共に、厳正な自己査定の実施により貸出資産の健全性の維持に努めております。
評 価・計 測	

◆貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は「自己査定並びに償却・引当に関する基準」に基づき、実質破綻先以下の個別貸倒引当金を算定し、正常先～破綻懸念先については、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定しております。
また、その結果については、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりですが、全て野村證券㈱のボンドミスによるものです。

なお、エクスポートジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称も同様であります。
 ①日本格付投資情報センター(R&I)
 ②日本格付研究所(JCR)
 ③ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(ムーディーズ)
 ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

◆エクスポートジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称も同様であります。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証等が該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資取上げ姿勢を維持しております。

但し、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。当組合が扱う担保には、自組合預金積金・有価証券・不動産担保等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める担保評価基準や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。又、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続き等を省略して払戻充当致しております。

なお、自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式等、保証として信用保証協会保証、民間保証等が該当します。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化工クスポートナーに関する事項

該当事項なし

●オペレーション・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーション・リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより組合が損失を被る事務リスクとコンピュータシステムのダウンや誤作動または不正使用等により、組合が損失を被るシステムリスクからなっています。
管 理 体 制	当組合では、事務全般について毎年度臨店監査を実施し、その結果を関係本部各部に伝えると共に、改善策等について協議して不正や過誤の防止と事務レベルの向上に向けた指導を行っております。
評 価・計 測	また、システムリスクについては、危機管理計画(コンティンジェンシープラン)を策定し、災害等に備えると共に、ウィルス対策やパソコンのアクセス制限等のセキュリティ対応を行っております。

◆オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

* 基礎的手法による算定式

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近の3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●出資その他これに類するエクスポートナー又は株式等エクスポートナーに関する リスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	出資その他これに関するエクスポートナーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、当組合では、上場株式・非上場株式・全国信用協同組合連合会等への出資等を保有しております。
管 理 体 制	上場株式等については内部規程において、運用を抑制することとしておりますが、保有する上場株式については時価評価等を把握し、定期的に常勤役員や理事会への報告を行なっており、又、非上場株式や出資金については、財務諸表や運用報告を基に評価を行うなど適切なリスク管理に努めております。
評 価・計 測	なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づく、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

■銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB) (単位:百万円)

項番	区分	イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	2,158	2,331	5	0
2	下方パラレルシフト	0	0	3	0
3	ステイ一括化	1,733	1,915		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,158	2,331	5	0
		ホ	ヘ		
		令和2年度	令和3年度		
8	自己資本の額	4,605	4,646		

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

資料編

■リスク管理体制

定量的事項

- 自己資本の構成に関する事項 …… 自己資本の充実状況P.29をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工クスポートージャーを除く。)に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 該当事項なし
- 証券化工クスポートージャーに関する事項 …… 該当事項なし
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額 …… 該当事項なし
- 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 …… P.36をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	44,245	1,769	43,112	1,724
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	44,119	1,764	42,993	1,719
(i)ソブリン向け	1,197	47	2,343	93
(ii)金融機関向け	7,129	285	7,099	283
(iii)法人等向け	13,321	532	13,614	544
(iv)中小企業等・個人向け	10,287	411	9,752	390
(v)抵当権付住宅ローン	1,213	48	1,177	47
(vi)不動産取得等事業向け	4,224	168	3,996	159
(vii)3か月以上延滞等	1,617	64	1,422	56
(viii)出資等	468	18	40	1
出資等のエクスポージャー	468	18	40	1
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
(ix)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	418	16	418	16
(xi)その他	4,239	169	3,128	125
②証券化工クスポートージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク	2,787	111	2,773	110
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	47,032	1,881	45,885	1,835

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定期日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5.「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクspoージャーです。

6.オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

■信用リスクに関する事項(証券化工クスボージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞 エクspoージャー			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	5,139	5,493	3,636	3,692	1,502	1,801	—	—	197	73
農業、林業	694	694	694	694	—	—	—	—	42	42
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建設業	4,681	4,764	4,581	4,664	99	99	—	—	232	220
電気、ガス、熱供給、水道業	2,410	2,245	191	166	2,219	2,078	—	—	9	9
情報通信業	735	713	138	114	596	599	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,162	1,458	663	656	499	801	—	—	7	10
卸売業、小売業	4,529	4,319	4,326	4,017	202	301	—	—	99	145
金融業、保険業	41,358	41,430	3,029	3,525	6,721	6,116	—	—	—	—
不動産業	8,203	7,717	7,392	6,910	810	807	—	—	144	214
物品賃貸業	30	8	30	8	—	—	—	—	22	1
学術研究、専門・技術サービス業	458	420	458	420	—	—	—	—	39	39
宿泊業	1,477	1,504	1,477	1,504	—	—	—	—	0	0
飲食業	2,092	2,065	2,092	2,065	—	—	—	—	136	130
生活関連サービス業、娯楽業	850	785	850	785	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	102	144	102	144	—	—	—	—	2	1
医療、福祉	434	500	434	500	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,461	4,401	4,454	4,396	—	—	—	—	129	108
その他の産業	1,376	1,412	486	359	890	1,052	—	—	2	0
国・地方公共団体等	7,282	8,098	2,996	3,179	4,285	4,919	—	—	—	—
個人	13,627	13,583	13,627	13,583	—	—	—	—	404	368
その他	2,848	2,627	—	—	93	86	—	—	—	—
業種別合計	103,958	104,389	51,666	51,391	17,922	18,663	—	—	1,472	1,360
1年以下	5,548	4,536	4,844	4,336	704	199	—	—	—	—
1年超5年以下	10,749	11,435	6,008	5,839	4,741	5,595	—	—	—	—
5年超10年以下	19,890	18,549	12,188	12,121	7,701	6,427	—	—	—	—
10年超	31,525	33,965	27,047	27,611	4,477	6,354	—	—	—	—
期間の定めのないもの	36,244	35,902	1,577	1,481	297	86	—	—	—	—
残存期間別合計	103,958	104,389	51,666	51,391	17,922	18,663	—	—	—	—

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金・その他資産等が含まれます。

4.当組合は国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.32をご参照ください。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	88,922	88,745	2,603	1,219	2,780	78,459	88,745	11,505	—	—
農業、林業	696	34	—	1,141	662	5	34	1,170	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	54,716	28,710	2,228	4,220	28,234	7,925	28,710	25,005	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	292	—	—	—	292	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,465	10,412	3,646	39,672	3,699	2,944	10,412	47,140	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	2,662	3,976	2,069	219	755	5,377	3,976	△1,182	—	—
物品賃貸業	996	△3,652	—	—	4,648	—	△3,652	△3,652	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,277	2,479	—	133	798	44	2,479	2,568	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,226	3,239	76	1	63	81	3,239	3,159	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	6,565	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	25,100	15,014	—	62	10,086	3,022	15,014	12,054	—	—
その他の産業	350	214	—	—	136	214	214	—	—	2,767
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	124,830	92,273	5,110	4,659	37,667	59,069	92,273	37,863	—	—
合計	315,532	241,444	15,732	51,326	89,820	157,140	241,444	135,630	6,565	2,767

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	0	7,293	0	8,473
10	0	10,768	0	10,081
20	0	38,807	199	38,425
35	0	3,885	0	358
50	6,628	410	7,483	405
75	0	15,537	0	15,836
100	999	17,619	994	16,435
150	0	1,428	0	97
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	7,628	95,750	8,677	90,115

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

経営内容

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	630	668	2,336	5,191	—	—	—
①ソブリン向け	—	6	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	23	53	—	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	576	572	2,336	5,191	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	30	35	—	—	—	—	—
⑦3か月以上延滞等	0	0	—	—	—	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポート	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポート	—	—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポート)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑪に区分されないエクスポートです。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

■証券化エクスポートに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

該当事項なし

■出資等エクスポートに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	364	364	438	438
非上場株式等	379	—	196	—
合計	744	364	635	438

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
評価損益	64	△324

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
売却益	3	—
売却損	0	—
償却	0	—

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれてありません。

●貸借対照表及び、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

その他業務

■代理貸付残高の内訳

区分	令和2年度	構成比	令和3年度	構成比	(単位：百万円、%)
全国信用協同組合連合会	73	11.5	63	11.4	
株式会社商工組合中央金庫	66	10.4	64	11.7	
株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業	0	0.0	0	0.0	
株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業	10	1.6	11	2.1	
独立行政法人住宅金融支援機構	486	76.5	414	74.8	
独立行政法人福祉医療機構	0	0.0	0	0.0	
その他の 合計	0	0.0	0	0.0	
合計	636	100.0	554	100.0	

(注) 1.株式会社日本政策金融公庫中小企業事業は、旧中小企業金融公庫です。
2.株式会社日本政策金融公庫国民生活事業は、旧国民生活金融公庫です。

国際業務

■外国為替取扱高

該当事項なし

■外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

■公共債引受額

該当事項なし

■公共債窓販実績

該当事項なし

当組合の子会社

■子会社等に対する金銭債権

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減高	(単位：百万円)
有限会社エイク	9	7	△2	

財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性

私は、当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月23日

会津商工信用組合

理事長 小林 利典

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」の監査を受けております。

その他業務

1. 対象役員

当組合では、非常勤を含む理事全員及び監事全員の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、内規に基づき在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	55	80
監事	10	13
合計	66	93

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事3名です。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

注2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としてあります。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていない為、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系にはありません。

■組合員の推移

(単位：人)

区分	令和2年度末	令和3年度末
個人	26,716	26,392
法人	2,238	2,217
合計	28,954	28,609

■内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	57,585	36,327	59,337
	他の金融機関から	100,026	48,844	97,593
代金取立	他の金融機関向け	478	282	308
	他の金融機関から	501	562	451
				600

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡性預金は取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受け国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(ア) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、

(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(ブ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(シ) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

手数料一覧

【電信・文書】

種別	手数料	手数料		
		電信・文書	電信	文書
		同一店内	本支店間	他行あて
店頭	組合員	無料	110円	495円
	非組合員	330円	330円	605円
	視覚に障がい ¹ をお持ちの方	組合員	無料	110円
	視覚に障がい ¹ をお持ちの方	非組合員	無料	330円
	組合員	無料	110円	495円
	非組合員	550円	550円	825円
ATM (CDカード)	視覚に障がい ¹ をお持ちの方	組合員	無料	110円
	視覚に障がい ¹ をお持ちの方	非組合員	無料	550円
	組合員	無料	110円	385円
	非組合員	無料	330円	605円
	組合員	無料	110円	385円
	非組合員	無料	330円	550円
ATM (現金)	5万円未満 1件につき		220円	220円
	5万円以上 1件につき		440円	440円

* 視覚に障がいをお持ちの方が、店頭で同一店内あてにお振込される場合及び、他行あてに電信扱いでお振込される場合、一部の手数料が減額されます。(但し、障がい者手帳等をご提示ください。)

【地代・家賃振込】

種別	手数料	手数料		
		口座振替	振込帳有	振込帳無
		無料	無料	同一店内・本支店間の店頭と同じ手数料

【為替関係】

種別	手数料	手数料		
		普通	1通につき	1通につき
代金取立 (クーポン含む)	普通	1通につき	440円	
	至急	1通につき	550円	
他行	普通	1通につき	660円	
	至急	1通につき	990円	
取扱手形組戻料		1通につき	770円	
		不渡手形返却料	1通につき	770円
振込組戻料		1通につき	770円	

【インターネットバンキング】

種別	手数料	手数料		
		同一店内	本支店間	他行あて
5万円未満 1件につき	組合員	無料	無料	385円
	非組合員	無料	110円	385円
5万円以上 1件につき	組合員	無料	無料	385円
	非組合員	無料	330円	550円
契約手数料			無料	
	月額基本料		無料	

【ビジネスWEBバンキングサービス】

種別	手数料	手数料		
		同一店内	本支店間	他行あて
5万円未満 1件につき	組合員	無料	無料	275円
	非組合員	無料	110円	385円
5万円以上 1件につき	組合員	無料	無料	385円
	非組合員	無料	330円	550円
契約手数料			当分の間無料	
	月額基本料			
照会 振込振替			1,100円	
	照会 振込振替 データ伝送			2,200円

* 紛失・賞与振込手数料につきましては、別途、「給与振込に関する協定書」により定めます。

【でんさい利用手数料】(1件当たり消費税込)

種別	手数料	手数料		
		同一店内	本支店間	他行あて
発生記録	債務者請求	220円	支払等記録	220円
	他行あて	660円	通常開示	オンライン 無料
債権者請求	本支店間	220円	特例開示	書面 2,850円
	他行あて	660円	残高証明書	都度発行方式 書面 3,870円
譲渡記録	本支店間	110円	訂正・回復	オンライン 220円
	他行あて	330円		書面 1,830円
分割譲渡記録	本支店間	220円	支払不能情報照会	オンライン 165円
	他行あて	660円		書面 2,850円
単独保証記録		220円	支払不能通知の訂正	オンライン 無料
	債権内容	オンライン 220円		書面 1,830円
変更記録	書面 1,830円	支払不能通知の取消		1,830円
	債権内容以外	無料	特定記録欄記変更記録	5,500円

【円貨両替手数料・多硬貨入出金手数料】

種別	手数料	手数料		
		しんくみメンバーズ	しんくみメンバーズ以外	
1枚～100枚		無料	無料	
101枚～300枚			330円	
301枚～500枚			440円	
501枚～1,000枚			550円	
1,001枚～2,000枚			660円	
以降100枚毎		無料	110円加算	

* 両替の場合、ご持参される枚数、お渡しする枚数のいずれか多い方を基準といたします。

* 101枚を超える硬貨の入金または出金の場合、上記手数料をいただきます。

* しんくみメンバーズとは、①「普通預金」、②「定期預金」、③「定期積金または融資取引（カードローンを除く）」の全てのお取引をいただいている「組合員」の方をいいます。

【ATM手数料】

カードの種類	曜日	時間帯	稼働している営業店	手数料
当組合カード お引出し・預入れ 残高照会・通常記帳	平日	8：45～17：30	七日町支店・木町支店・明田支店・芦ヶ久支店・会津高田支店・塩川支店・西会津支店・利賀支店	
		8：45～18：00	会津坂下支店・会津本郷ATMコーナー	
	土・日・祝日	8：00～21：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(8：45～19：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	無料
県内信用組合カード お引出し・残高照会	平日	8：45～17：00	七日町支店・木町支店・明田支店・芦ヶ久支店・会津高田支店・塩川支店・西会津支店・利賀支店	
		8：45～19：00	会津坂下支店・会津本郷ATMコーナー	
		9：00～17：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(9：00～17：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	
しんくみお得ねっと 加盟信用組合カード (県内組合以外) お引出し・残高照会	平日	8：45～17：30	七日町支店・木町支店・明田支店・芦ヶ久支店・会津高田支店・塩川支店・西会津支店・利賀支店	
		8：45～18：00	会津坂下支店・会津本郷ATMコーナー	
		8：45～19：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(8：45～19：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	
銀行カード お引出し・預入れ 残高照会(無料)	土曜日	9：00～17：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(9：00～17：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	
		8：45～17：30	七日町支店・木町支店・明田支店・芦ヶ久支店・会津高田支店・塩川支店・西会津支店・利賀支店	
		8：45～18：00	会津坂下支店・会津本郷ATMコーナー	
※金融機関によって ご利用時間等が 異なります	土曜日	8：45～19：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(8：45～19：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	110円
		8：45～17：00	本店営業部・喜多方支店・城南支店・浪沢支店 <small>※当組合カードの場合は、二重料金課徴(8：45～17：00)の場合は、この料金を適用します。</small>	110円
		8：45～17：00	会津坂下支店	220円

当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ

当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用された場合、ATM利用明細票にて示されたATM利用手数料上にご負担された手数料が減額されるケースがあります。

これは、利息制限法により、一定金額以上のATM利用手数料が利息とみなされる場合があり、その超える金額を当組合が負担するためであり、下記のお取引などが該当となります。

- ◆ キャッシュカードによる出金取引で、総合口座のお借入れが発生する場合
- ◆ キャッシュカードによる入金取引で、お借入れのご返済が行われる場合
- ◆ ローンカードによるお借入れ・ご返済の場合

【交換所報】

同一交換所内 (本支店間を除く)	種別	手数料		
		取立料(小切手は無料)	1通につき	手数料
	小切手	取立料	1通につき	220円
	約束手形	組戻料	1通につき	660円
	不渡手形返却料	不渡手形料	1通につき	660円
	先日付小切手振出日	显示取立料	1通につき	無料

【融資関係】

条件変更(注1)	条件変更(注2)	手数料		
		1件につき	手数料	手数料
住宅ローン 全国保証欄付	条件変更(注1)	5年以内	5,500円	
	条件変更(注2)	5年超7年以内	5,700円	
条件変更(注1)	条件変更(注2)	7年超	11,000円	
		1件につき	5,500円	
住宅ローン 全国保証欄付	条件変更(注1)	3年以内	6,600円	
	条件変更(注2)	3年超5年以内	11,000円	
条件変更(注1)	条件変更(注2)	5年超7年以内	15,400円	
		1件につき	33,000円	
事務手数料(注3)	条件変更(注1)	融資金額の0.2%+消費税(但し、55,000円を上限とします。)	1通につき	無料
	条件変更(注2)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	1通につき	404円
調査手数料 (注4)	条件変更(注1)	3年以内	6,600円	
	条件変更(注2)	3年超5年以内	11,000円	
不動産担保 【新設】 【変更】 【追加】 【変更】	条件変更(注1)	5年以内	15,400円	
	条件変更(注2)	5年超7年以内	22,000円	
不動産担保 【変更】 【追加】 【変更】 【変更】	条件変更(注1)	1億円以上	33,000円	
	条件変更(注2)	1億円以上1億円未満	1件につき	11,000円
不動産担保 【変更】 【追加】 【変更】 【変更】	条件変更(注1)	1件につき	404円	
	条件変更(注2)	1件につき	33,000円	
不動産担保 【変更】 【追加】 【変更】 【変更】	条件変更(注1)	1件につき	11,000円	
	条件変更(注2)	1件につき	33,000円	
不動産担保 【変更】 【追加】 【変更】 【変更】	条件変更(注1)	1件につき	33,000円	
	条件変更(注2)	1件につき	11,000円	
証明書発行手数料	条件変更(注1)	1件につき	330円	
	条件変更(注2)	1件につき	1,100円	
ICキャッシュカード・ローンカード発行手数料	条件			

店舗一覧表

事務所の名称・所在地、自動機器設置状況 (令和4年6月現在)

地区一覧

店名	住所	電話	CD・ATM
本店 営業部	〒965-0037 会津若松市中央一丁目1-30	(0242) 22-7575	3台
喜多方支店	〒966-0818 喜多方市字二丁目4670-6	(0241) 22-4311	2台
七日町支店	〒965-0044 会津若松市七日町5-16	(0242) 25-2555	1台
本町支店	〒965-0862 会津若松市本町3-14	(0242) 27-3721	1台
城南支店	〒965-0874 会津若松市南花畠3-26	(0242) 28-2121	2台
滝沢支店	〒965-0024 会津若松市白虎町171-2	(0242) 25-2401	2台
門田支店	〒965-0839 会津若松市東年貢一丁目1-25	(0242) 28-1414	1台
芦ノ牧支店	〒969-5147 会津若松市大戸町大字芦ノ牧字下夕平1071	(0242) 92-2141	1台
会津坂下支店	〒969-6547 河沼郡会津坂下町字市中三番甲3663-1	(0242) 83-2321	1台
会津高田支店	〒969-6264 大沼郡会津美里町字高田甲2754-1	(0242) 54-3259	1台
塩川支店	〒969-3512 喜多方市塩川町字東栄町五丁目1-28	(0241) 27-2240	1台
西会津支店	〒969-4406 耶麻郡西会津町野沢字下條乙1969-34	(0241) 45-3555	1台
河東支店	〒969-3471 会津若松市河東町広田字堤72-1	(0242) 75-5881	1台

■会津本郷ATMコーナー

会津高田支店 会津本郷 ATMコーナー	〒969-6116 大沼郡会津美里町字瀬戸町甲3230	会津高田支店 (0242) 54-3259	1台
---------------------------	-----------------------------	--------------------------	----

取引時確認のお願い

これまで、お客様には口座開設等の取引において、本人確認書類の提示をお願いしておりましたが、平成28年10月1日より、改正犯罪収益移転防止法の施行に伴い以下のように新たに確認事項が追加されました。

詳しくは、窓口にお尋ねください。

○顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)を提示する場合

当該本人確認書類に加えて別の本人確認書類(住民票の写し等)または、現住居の記載のある公共料金の領収書等

○申告いただく事項

- ①取引を行う目的 ②ご職業や事業の内容
- ③法人の場合実質的支配者に該当する自然人の本人特定事項

金融犯罪防止のためのお願い

【ATMでキャッシュカード等の暗証番号の変更ができます】

最近、全国的に通帳やキャッシュカードの盗難や偽造による預金の不正な引出しなどの金融犯罪が発生しており、キャッシュカードの暗証番号につきましては、「生年月日」等の他人に類推されやすい番号にすると大変危険です。

当組合ATMでキャッシュカード等の暗証番号を簡単な操作で変更することができますので、類推されやすい番号を使いの場合には、速やかに暗証番号の変更をお願いいたします。

【ICチップ付キャッシュカードへの切替えができます】

当組合では、偽造キャッシュカードによる金融犯罪防止の観点から、従来の磁気ストライプ付のキャッシュカードをお持ちのお客様には、ICチップ付キャッシュカードへの切替え(手数料:無料)をお勧めしておりますので、詳しくはお気軽に窓口までお尋ねください。

会津若松市

喜多方市

大沼郡

- 会津美里町 ●金山町
- 三島町 ●昭和村

河沼郡

- 会津坂下町 ●柳津町
- 湯川村

耶麻郡

- 猪苗代町 ●西会津町
- 磐梯町 ●北塙原村

南会津郡

- 南会津町 ●下郷町
- 只見町 ●桧枝岐村



お知らせ

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

当組合への お申出先

「お取引先店舗」または「総合企画部」にお願いいたします。

総合企画部

住 所：会津若松市中央一丁目1番30号

電話番号：0242-22-6565

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の機関でも受け付けています。
詳しくは、上記「総合企画部」へご相談ください。

名 称	一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	仙台弁護士会 紛争解決支援センター
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18
電話番号	03-3567-2456	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	022-223-1005
受付日 受付時間	月～金 (祝日および協会の休業日は除く) 9:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～16:00

※しんくみ相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得た上、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

しんくみ相談所のホームページは次のアドレスです。 <http://www.shinyokumiai.or.jp/consumer.html>

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター及び仙台弁護士会紛争解決支援センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「総合企画部」またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話：0570-022808)

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ内部管理態勢等を整備して、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店または総合企画部で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たりましては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切にお取扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総合企画部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

以上

あいづしんくみ 金融サポート

“スクラム”



当組合はお取引いただく事業所で
働く皆様を金融面でサポートします!

あいづしんくみ金融サポート“スクラム”とは

当組合とお取引いただいている事業所との間で「スクラム協定書」を締結することで、その事業所で働く従業員の方(役員の方も含みます)へ各種ローンや定期積金等を「スクラム会員特別金利」でお取扱いさせていただくサービスです。



会津商工信用組合 SDGs宣言

当組合は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同し、「組合員など顧客に対する貢献」「地域社会に対する貢献」という経営理念の実現に向け、地域金融機関として地域経済の発展と地域社会の持続的な繁栄に向けた取組みを実施して参ります。

なお、当組合では、17項目のうち8項目を選択し、『あいづしんくみ SDGsに関する取組み』として実施して参ります。

令和2年5月1日

会津商工信用組合

理事長 小林 利典



持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが定められています。

あいづしんくみのSDGsに関する取組み

地域経済の活性化

<創業支援>

- ・あいづしんくみ創業塾の開催
- ・創業関連補助金の申請支援
- ・日本政策金融公庫、福島県信用保証協会との連携
- ・地方自治体、商工会議所、商工会等の連携
- ・無料の各種相談会の開催
- ・各種補助金の申請支援
- ・よろず支援拠点、福島県中小企業団体中央会との連携
- ・福島県事業引継ぎ支援センターとの連携
- ・福島県中小企業診断協会との連携



人材の育成

<業務知識の向上に向けた取組み>

- ・能力検定試験の実施
- ・組合内における人材育成カリキュラムの実施
- ・自啓塾の開催
- ・働き方改革の推進(時間外勤務の削減等)
- ・女子職員の活躍推進
- ・育児休業制度等、各種就業支援事業の整備・推進
- ・有給休暇の取得促進に向けた取組み
- ・健康事業所宣言
- ・ユースエール認定企業
- ・各種教育ローンの取扱い



地域社会への貢献

<信用組合の日における社会貢献活動>

- ・献血協力
- ・営業エリアの清掃活動
- ・あいづしんくみ芸能部による慰問活動
- ・地域のお祭りや行事への積極的な参加
- ・地方創生の実現に向けた地方自治体との包括連携協定の取組み
- ・しんくみピーターパンカードによる利用額の一部を寄付
- ・あいづしんくみ見廻り隊による安全・安心な街づくり
- ・障がいのある方の雇用への取組み



多様な金融サービスの提供

<事業所向け>

- ・「葵の会」「蔵の会」「ビジネスクラブ」の運営によるビジネスサポート
- ・クラウドファンディングの取組み
- ・キャッシュレス決済導入のサポート
- ・職域サポート「スクラム」による取引先従業員の方への金融サポートの提供
- ・女性向け
- ・あいづしんくみレディース城の会の運営による会員交流
- ・レディース城の会会員向け商品の提供
- ・シニア向け
- ・あいづしんくみ年金友の会の運営による会員交流
- ・年金友の会会員向け商品の提供
- ・その他>・リトライ審査の取組み





〒965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号
TEL 0242-22-6565 FAX 0242-22-1708
<http://www.aizushinkumi.co.jp/>